

(参考1)

高齢者に次ぐワクチン接種順位の者（基礎疾患を有する者等）への 接種開始等の考え方

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患を有する者等）への接種の開始等について（令和3年4月21日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡（抜粋））[参考2](#)

- 高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、自治体において、高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえ、順次、次の順位へ接種を進める。
- 自治体は基礎疾患を有する者等への先行予約期間の設定などにより、基礎疾患を有する者等が優先的に接種できる機会を設ける。
- 運用イメージ

自治体において高齢者への接種状況や予約の空き状況（※）を踏まえ、可能な限り接種の空白期間が生じないように、基礎疾患を有する者等の先行予約、接種を開始することとする。

※ 開始するタイミング例

- ・ 高齢者の接種の予約が埋まらなくなってきたタイミング
- ・ 接種実績などから高齢者の1回目の接種が一定程度進んだと考えられるタイミング

（参考）高齢者に次ぐ接種順位の者

基礎疾患を有する者	1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方 ・ 慢性の呼吸器の病気 ・ 慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・ 慢性の腎臓病 ・ 慢性の肝臓病（肝硬変等） ・ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ・ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・ 染色体異常 ・ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・ 睡眠時無呼吸症候群 ・ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） 2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の方
高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等。表3参照）において、利用者に直接接する職員（市町村の判断により、一定の居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者も含まれる。）
60～64歳の者	ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う